

第1回 埼玉県競輪事業検討委員会 資料3

競輪事業とは

- 競輪事業は、自転車競技法に基づき、以下の目的を図るために行われている。
 - 1 自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化
 - 2 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興
 - 3 地方財政の健全化

【参考:自転車競技法】

第一条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

本県の競輪事業の概要①(競輪場)

埼玉県では、競輪施行者として大宮双輪場（さいたま市）・西武園競輪場（所沢市）の2カ所で競輪を開催（2カ所で競輪を開催する施行者は全国で埼玉県のみ）

大宮双輪場

- ・ 昭和24年1月開設
 - ・ 埼玉県が所有（使用料あり）
 - ・ 東日本で初めて開設された競輪場
 - ・ 実施可能：通常開催、モーニング
- ※住宅地に隣接し、開催形態が限られる。



西武園競輪場

- ・ 昭和25年5月開設
- ・ 平成4～9年大規模改修実施
- ・ 西武鉄道株式会社が所有
- ・ 実施可能：通常開催、ミッドナイト、ナイター、モーニング



本県の競輪事業の概要②(R2年度 開催実績)

開催実績 (R2年度)

※()内は中止節数

グレード	形態	大宮双輪場	西武園競輪場	小計	合計
GⅢ	通常開催(昼)	1節	0節(1節)	1節(1節)	1節(1節)
FⅠ	通常開催(昼)	4節(2節)	5節	9節(2節)	11節(2節)
	ナイター	0節	2節	2節	
FⅡ	通常開催(昼)	6節(1節)	2節(1節)	8節(2節)	18節(3節)
	ナイター	0節	2節	2節	
	ミッドナイト	0節	7節(1節)	7節(1節)	
	モーニング	1節	0節	1節	
合計		12節(3節)	18節(3節)	30節(6節)	30節(6節)

【参考:開催形態の比較】

	開催場	開催時間	備考
通常開催(昼)	大宮、西武園	11:00頃～16:30頃	一般的なレースで、開催数が最も多い。有観客で実施。全てのグレードで実施。
ミッドナイト競輪	西武園(H29.1～)	21:00頃～23:30頃	無観客で開催。FⅡグレードレースのみ。
ナイター競輪	西武園(H30.1～)	15:00頃～20:30頃	有観客で開催。全てのグレードで開催。
モーニング競輪	西武園(R2.2～) 大宮(R2.7～)	8:30頃～14:30頃	無観客開催も可。FⅡグレードレースのみ。

【備考】

- ・緊急事態宣言により、GⅢが1節、FⅠが2節、FⅡが3節中止となった。(節=GⅢ:4日間開催、FⅠ、FⅡ:3日間開催)
- ・このほか、他の競輪場で開催される競輪の車券を場外発売(両場併せて年間211日)

【参考:FⅡレースの売上比較(1節あたり平均)】 (億円)

	令和元	令和2
通常開催(昼)	2.3	3.8
ミッドナイト	4.9	7.9
ナイター	5.0	5.9
モーニング	3.2	4.2

本県の競輪事業の概要③(包括民間委託契約①)

- 本県は、施行者固有の事務、競技に関する事務を除き、競輪事業に関する個別の業務を一つの事業者包括的に委託している。

施行者固有の事務(埼玉県)

競輪開催日、場外車券売場、選手賞金などの決定

競技に関する事務(JKA)

自転車の競走前検査、審判業務、出場選手のあっせんなど

包括受託事業者の業務(日本トーター(株))

【運営業務全般】

- 車券の発売・払戻
- 警備、清掃
- イベント、広報・宣伝
- 投票機器の保守整備
- 従事員の雇用 など



本県の競輪事業の概要④(包括民間委託契約②)

○ 本県の委託契約の特徴は、売上に応じた収益の先取り・収益の最低保証

・ 委託料の金額

事業収入－施行者(県)負担費用－施行者(県)収益＝委託料

・ 埼玉県の収益計算

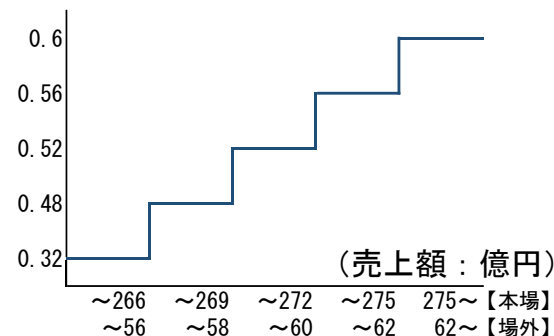
売上額×0.6～0.32% (最低保証 1億円)

・ 契約期間

5年(現行契約：平成29年4月～令和4年3月)

受託者が投資を回収するために必要な期間(原価償却含む)を設定

(収益率：%)



【参考：全国の競輪施行者の状況】

○ 運営形態

	H28	R2	割合	本県
直営	26	22	52.4%	
包括委託	16	20	47.6%	○

○ 契約期間

	H28	R2	割合	本県
5年超	2	5	25.0%	
5年	8	12	60.0%	○
5年未満	6	3	15.0%	

○ 委託料の算定方法

	H28	R2	割合	本県
定額制	10	9	45.0%	
定率制	3	8	40.0%	
収益先取型	3	3	15.0%	○

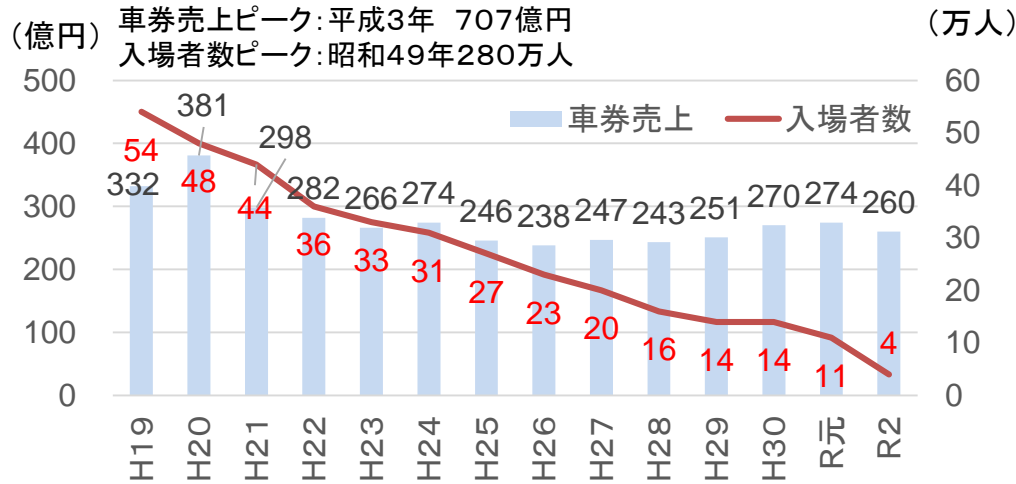
○ 最低保証

	H28	R2	割合	本県
あり	9	12	60.0%	○
なし	7	8	40.0%	

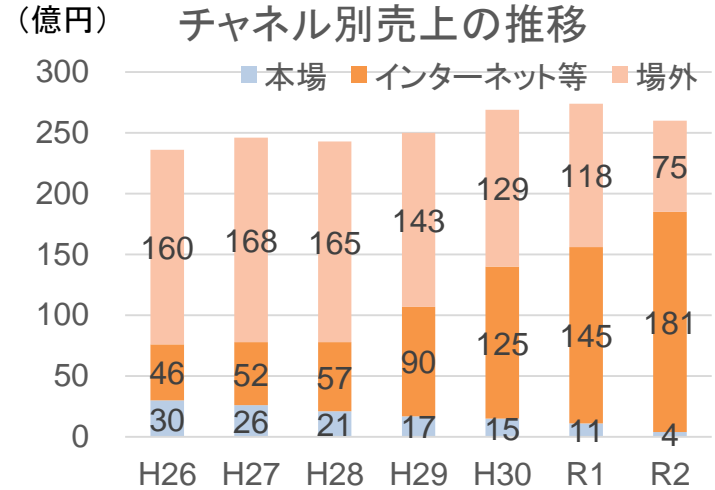
※千葉市については令和3年度から新たな競輪「250競輪」を実施する予定のため、「運営形態」の施行者から除いている。

車券売上・入場者数の推移

○ 車券売上は平成26年に最低額。その後増加傾向。インターネットの売上が好調。



※H20は西武園でG I 開催あり。R元は無観客開催、R2は無観客開催・中止あり。



【参考:インターネット販売サイト】

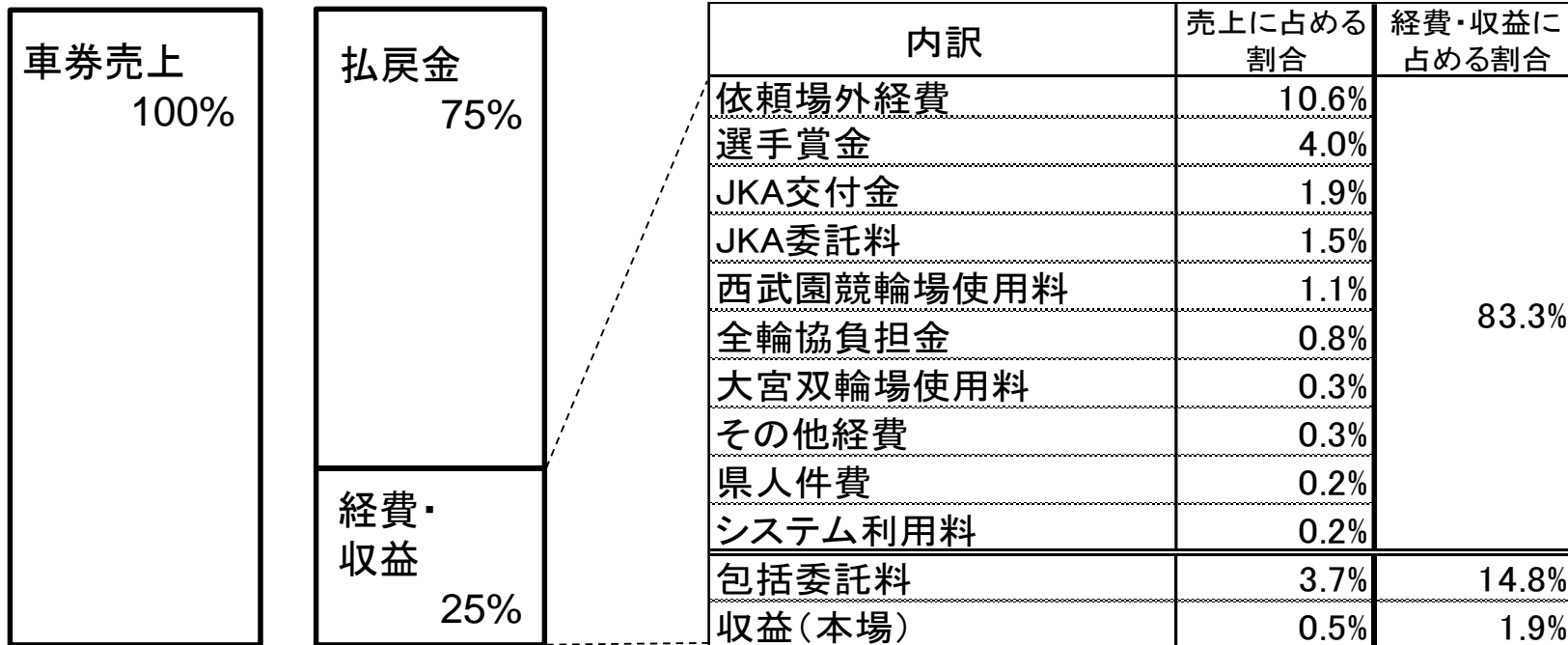
平成14年～ CTC(サイクルテレホン事務センター)
平成24年～ Kドリームス、チャリ・ロト、
オッズ・パーク
令和2年～ WinTicket

売上向上に向けた取組

- ①インターネット投票の売り上げ比率が高い時間帯のレースを開催
 - ・ミッドナイト競輪 (H29.1～)
 - ・ナイター競輪 (H30.10～)
 - ・モーニング競輪 (R2.2～)
- ②新たなインターネット発売サイト((株)WinTicket)と契約し、令和2年4月1日から発売を開始

競輪事業の経費構造(概念図)

- 経費・収益のうち、約8割が義務的な経費に充てられ、施行者の裁量部分が少ない経費構造となっている。



競輪事業の収益の状況(特別会計と一般会計)

公営競技特別会計

(令和元年度決算ベース)

【単位:百万円】

一般会計(大宮双輪場部分抜粋)

収入	支出
(車券売上など) 27,897	(自転車競技事業費など) 27,709
	うち、双輪場使用料 177
	収益 188

収入	支出
双輪場使用料 177	修繕費 137
	維持管理費 212

前年度繰越金 3,277

一般会計繰入金 1,345

一部を一般会計に繰り出し
1,345

【公営競技特別会計】

競輪事業の会計は、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、一般会計とは別に処理されています。

(近年の傾向)

- ・単年度収支は毎年黒字
- ・一般会計に毎年繰り出し

【一般会計】

大宮双輪場の維持管理、修繕工事等は施設使用料を含む一般会計から賄われています。

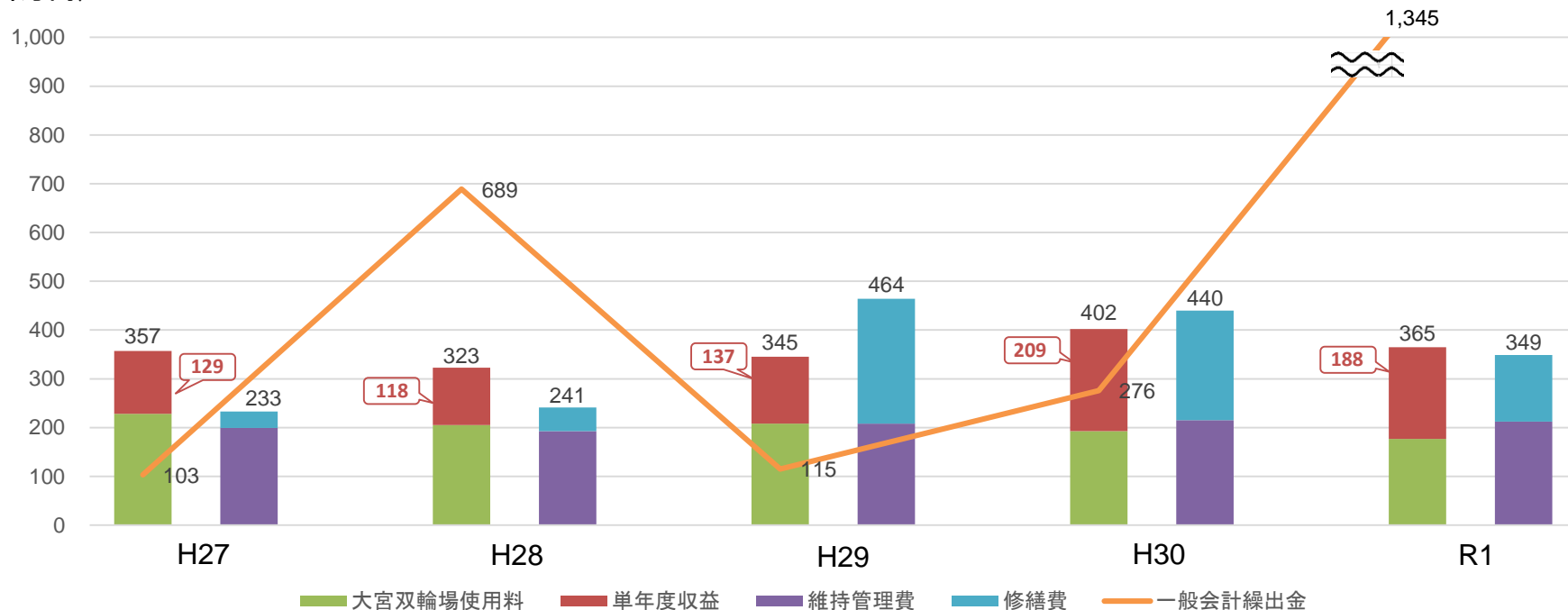
(近年の傾向)

- ・施設収支は赤字(修繕費が賄えていない状況)
- ・特別会計からの繰入金を含めると黒字

大宮双輪場の収支状況

- 単年度収益と大宮双輪場使用料を合計すると、年度によってバラつきはあるものの大宮双輪場に掛かる費用は概ね賄うことができています。

(百万円)



【参考】埼玉県公営競技事業運営基金について

1 設置目的 競馬事業及び自転車競走事業の円滑な運営に資することを目的に設置する。

2 用途 条例において以下の場合に限り財源に充てることができる定められている。

- ①公営競技事業の運営に要する費用が不足する場合
- ②公営競技事業に使用する施設の大規模な整備をするための財源が不足する場合
- ③一般会計への繰出しに要する費用が不足する場合

3 積立金の推移



○取崩しの内容

平成28年度
ミッドナイト競輪開催に伴う移動照明車の購入
2億 200万円

平成30年度
大宮競輪場の老朽化したバンクの改修
1億1,112万円

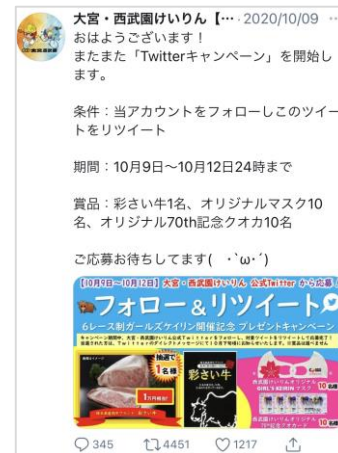
これまでの取組

(1) 競輪の活性化に向けた取組

- ①大宮・西武園競輪場の公式Twitterの開設（令和2年5月～）
- ②埼玉県出身タレントのアンバサダーによるSNS等を活用した広報
- ③大宮競輪場の愛称公募・決定（愛称：大宮Big Bank）
- ④県産品プレゼントキャンペーンの実施
- ⑤大宮アルディージャ共催で小学生を対象とした「バンク内で学ぶ サッカー教室&自転車体験走行」を開催

(2) イメージアップに向けた取組

- ①医療従事者チャリティレースの実施
- ②フジパン（株）等とコラボ商品の販売、医療機関への寄贈
- ③JKA交付金を通じた社会貢献
 - ・令和2年度、売上の約1.9%に相当する約5億円を交付金としてJKAに納付し、機械工業の振興及び体育・社会福祉等公益の増進等に活用されている。



(1)①④Twitterキャンペーン



(1)②所沢市出身の近藤みやび氏

埼玉県の競輪事業の状況(まとめ)

車券売上・入場者数の状況

- ①車券売上:ピーク時(平成3年)と比較すると大きく減少しているが、平成26年までの減少傾向に歯止めがかかり、徐々に上向いている。
- ②入場者数:ピーク時(昭和49年)と比較すると大きく減少。令和2年度は無観客開催もあり、減少した。
- ③インターネット販売の増加により、コロナ禍における無観客開催があっても売上は安定している。

収益の状況(公営競技特別会計)

- ①競輪事業は毎年度収益を上げ、公営競技特別会計から一般会計に繰出を行い、県財政に貢献している。

収益の状況(一般会計:大宮双輪場の収支)

- ①大宮双輪場に掛かる費用(特に修繕工事費)については、県営競技事務所から支払う大宮双輪場使用料だけでは賅えていない。
- ②ただし、競輪事業では毎年度収益を上げており、この収益金と場使用料を合わせれば、年度ごとにばらつきはあるものの大宮双輪場に掛かる費用はほぼ賅えている状況である。

検討の方向性

当面の課題

施設の老朽化が進んでいるものの、当面は今ある施設を有効活用し、少しでも売上を伸ばし公営競技の本来の目的である財政貢献を着実に果たせるよう、引き続き競輪事業に取り組んでいく。

その中で、今後より一層、売上向上策や活性化・イメージアップに力を入れていく。



具体的な取組内容について、本委員会で検討していただきたい。

中長期的な課題

大宮スーパー・ボールパーク構想など競輪事業を取り巻く様々な課題に対応し、今後の競輪事業の方向性を示す必要がある。



競輪事業の方向性について、合理化を含めた幅広い検討をお願いしたい。

【大宮スーパー・ボールパーク構想】

大宮公園のサッカー場や野球場などを活用した公園整備構想であるが、構想の内容やスケジュールは現在検討中。現在5年契約を行っている包括民間委託契約を、来年度以降も継続する場合、契約内容を精査する必要がある。構想については、第2回で県庁担当課が説明予定。

具体的検討事項

○ 競輪事業の経営に関すること

売上向上・収益拡大につなげるため、経営状態を評価いただくとともに、合理化も含めた今後の競輪事業の在り方を検討する。

○ 競輪事業の活性化に関すること

新規顧客獲得のための事業など競輪事業の活性化を検討する。

○ 競輪のイメージアップに関すること

スポーツとしての魅力を高めるとともに、社会貢献を行うなどイメージアップにつながる取組を検討する。また、戦略的な広報についても検討する。

○ 次期包括民間委託契約(令和4年度～)に関すること

契約内容の方向性を検討し、受託候補事業者の選定を行う。

(委託契約に関する課題)

- ・ 期間 ボールパーク構想の進捗により、契約期間中に大宮双輪場で競輪開催できなくなる可能性あり。
- ・ 内容 収益先取り方式の是非、最低保証の有無